令和5年10月生まれのお子さまの場合

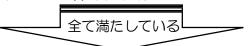
令和6年4月1日~10月1日時点で以下の要件を満たしているかご確認ください。

★和歌山市に住民登録を有すること(申請者及び対象乳児)



対象乳児と同居(住民票が同一)し、支給要件を満たす方が申請者となります。 要件を満たす方が複数人いる場合は、いずれか1人が申請者となります。

- ★乳児を保育所等に入所させず、家庭で養育している
- ★育児休業給付金を受給していない (配偶者も)
- ★暴力団員や公序良俗に反する者ではない(配偶者も)
- ★生活保護法による保護を受給していない



令和6年4月~10月分(7か月分105,000円)が給付対象となる可能性があります。

★申請期間★令和6年10月1日から**令和7年3月31日**まで



第2子の場合



第3子以降

の場合

令和5年度及び令和6年度の市民税所得割合算額が 77,101円未満かどうかをご確認ください。

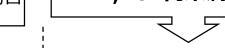
令和5年6月頃及び令和6年6月頃に配布された「納税決定通知書」にてご確 認ください。(市民税が給与天引きでない方には、市役所市民税課より納税通 知書を送付しています。)

なお、下記控除はこの所得割額の算定時に控除できませんので、ご注意ください。

- ●住宅借入金等特別控除 ●寄付金税額控除 ●配当控除

- ◆外国税額控除◆配当割額·株式譲渡所得割額控除

77,101円以上の場合







以下の書類を揃えてご申請ください。

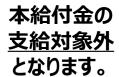
- ●令和6年度和歌山県在宅育児支援給付金支給認定申請書、同意書 (様式はホームページに添付しています)
- ●申請者、配偶者及び対象乳児の健康保険証の写し
- ●育児休業給付金受給申請状況証明書

(様式はホームページに添付しています)

- ※前年度に引き続き申請される方は、勤務先に変更があった場合のみ添付ください。 ただし、同一の対象乳児の場合に限ります。
- ●振込先口座の通帳の写し(申請者名義の口座に限ります)
- ※前年度に引き続き申請される方は、振込先口座を変更する場合のみ添付ください。 ただし、同一の対象乳児の場合に限ります。
- ●第2子の場合は、令和5年度及び令和6年度の申請者及び配偶者 の課税証明書
- ※和歌山市で住民税情報の確認ができない場合
- ●認印

※育児休業給付金受給申請状況証明書や課税証明書などは、発行から1か月以内を 有効とします。必要書類は申請される日の直近にご準備いただきますよう、お願いいたしま <u>す。</u>

その他、世帯の状況及び保育所等の入所状況によって必要となる書類がありますので、ご留意ください。



- ★対象期間中のうち育児休業給付金 を受給している期間が一部の場合はそ の他の期間が対象となります。
- ★保育所等に入所する場合は、入所 する月分まで対象です。
- ★お子様が施設入所されている場合や、 お亡くなりになられている場合は、人数 に含まれません。
- ★再婚されている場合など、養子縁組 の有無によりお子様の出生順位の数え 方が違いますので、担当課までご確認 をお願いします。